

【民事系科目】

次の文章を読んで、後記の【設問1】に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、事務用品の製造及び販売等を目的とする会社法上の公開会社である監査役会設置会社であり、金融商品取引所にその発行する株式を上場している。甲社は、種類株式発行会社でない。甲社の資本金の額は20億円、総資産額は250億円、直近数年の平均的な年間売上高は300億円である。甲社の取締役は10人であり、代表取締役社長はAである。
2. 甲社は5年前からその製造拠点の海外移転を進め、甲社の国内物流拠点の役割は大きく変化してきている。甲社は大型倉庫を二つ所有しているが、そのうちP県に所在する倉庫（以下「P倉庫」という。）は2年前からほぼ使用されていなかった。1年前にP倉庫の近隣に高速道路のインターチェンジが設置されることが決まってから近隣の不動産価格が上昇し、P倉庫の市場価格は平成29年12月の時点で約15億円であった。
3. 乙合同会社（以下「乙社」という。）は、日本企業への投資を目的とする投資ファンドである。乙社の代表社員Bは、甲社がP倉庫を始めとする多くの遊休資産を有しているため、これらを売却することにより剰余金の配当を増額すべきであると考えている。乙社は、市場において甲社の株式を買い集め、平成29年5月の時点で甲社の総株主の議決権の4%を、同年9月の時点で同9.8%を、平成30年1月の時点で同15%を保有するに至った。
4. 甲社の定款には、以下の定めがあるが、他に株主総会の招集及び株主提案について別段の定めはない。

甲社定款（抜粋）

（招集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（事業年度）

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

【設問1】 乙社は、平成30年1月、甲社の株主として、株主総会において、株主総会の権限に属する一定の事項を提案することを検討していた。上記1から4までを前提として、乙社が、そのために採ることができる会社法上の手段について、甲社の臨時株主総会を自ら招集する場合と平成30年6月の甲社の定時株主総会の開催に当たり株主提案権を行使する場合のそれぞれの手続を説明し、比較検討した上で、論じなさい。ただし、社債、株式等の振替に関する法律上の手続については、説明しなくてよい。

参考資料答案

受講者番号 既卒

答案練習会 第8回 初級ゼミ

1 甲社の臨時株主総会を乙社自ら招集する場合

(1) まず乙社が臨時株主総会の招集請求するには、その6箇月前から「総株主の議決権の百分の三」を「引き続き」、保有することを要する（会社法297条1項、以下「会社法」を省略）。

本件では、平成30年1月の6箇月前は平成29年7月にあたり、乙社は5月から議決権の4%（百分の四）を保有しており、その後保有率は上がり続けて15%に至っている。よって要件を満たす。

(2) 次に、乙社は直接招集するのではなく、甲社取締役に対し、「株主総会の目的である事項」と「招集の理由」を示して株主総会の招集を請求する（297条1項）。本件の場合、目的である事項は、甲社保有P倉庫等の遊休資産の売却による剰余金の配当増額の件等が考えられる。甲社が株主に剰余金の配当の増額をする根拠となる法律は453条で、その都度、事項を株主総会で決議する必要がある（454条）。

(3) もし、乙社による甲社取締役会に招集請求後、招集の手続が行われない場

合あるいは乙社の請求日から8週間以内の日を設定した株主総会の招集通知がなされない場合は、裁判所に申立て、許可を得たうえで、乙社が自ら株主総会を招集する（297条4項1号・2号）。

（4）甲社が遅延なく招集した場合は、甲社（定款14条）に従い、甲社取締役社長が招集して議長となる。上記の裁判所の許可を得て、乙社が直接招集する場合は、定款14条は適用されず、臨時株主総会にて議長を選出する。

（5）臨時株主総会の基準日は定款では定められていなく、臨時株主総会に近い期日を設定したうえで、総会の2週間前（299条1項）までに招集の通知をするこ
とになる。基準日が1月中の日になり設定されると、乙社の議決権は基準日時点
となるので、15%分（基準日まで乙社が売買しなければ）の株の数となる（308条1項）。

2 平成30年6月の甲社の定時株主総会における株主提案権を行使する場合

（1）甲社は取締役設置会社である。株主である乙社は総議決権の100分の1以上の議決権を半年以上保有していて、要件を満たし、取締役に対して一定の事項を株主総会の目的とすることを請求できる。乙社は甲社にその請求を株主総会の

8週間前までに行う必要がある（303条2項）。

（2）そして、事項の適法性、定款に違反していないか等、甲社が判断のうえ、株主総会の目的となった場合、乙社は株主総会で、その目的である事項を議案として提出することができる（304条）。

（3）そして、乙社は甲社取締役に対し、6月の株主総会の8週間前までに、議案の要領を株主に通知することを請求できる（305条）。前述の303条と同じく、乙社は総議決権の100分の1以上を半年以上保有していて、305条但書の要件を満たす。

（4）以上のプロセスを経て、甲社取締役は甲社定款14条により、取締役社長が株主総会を招集し、議長を務める。また、定款13条により、基準日は3月31日なので、乙社の議決権は3月31日時点の株数となる。

3 比較

（1）臨時株主総会を招集する場合の有利な点としては、議長に関しては、取締役社長ではなく、臨時株主総会で選定するので、甲社がP倉庫等遊休資産を処分

したくない場合は、甲社の統制が抑えられる可能性がある。(また1月に乙社の招
集請求を受けて、甲社が遅延なく臨時株主総会の招集をしてくれば、定時株主
総会を待たずに臨時株主総会が2月頃には行うことができるので、早く議決する
ことができる。) ← 不要 「自ら招集する場合」はのて

一方、不利な点は、手間と時間がかかることである。乙社は、甲社に招集の請求
をする必要があり、甲社が応じないと、裁判所に招集の許可の申立をする手間が
かかる。裁判所は両者の主張や事実関係を判断して許可を出すので時間がかかり
許可が下りるとも限らない。許可が下りても、その後、乙社が自ら招集を行わな
なければならない。

298 I 本 299 I, II ②
あつし 書類

会場は？

(2) 6月の定時株主総会における株主提案権を行使する場合の有利な点は、法
定期間内に請求すれば、法令・定款違反がなければ、原則として議案として認め
られる。招集も乙社が自ら行わなくてよいので手間と時間がかからない。また、
議決権の数については、定時株主総会の場合は、3月31日基準日なので、それま
では保有株を増やして議決権を増やすことができる。また、6月までに議案に賛
成する人に呼びかけをする等の活動も行える。

一方、不利な点は、6月の総会まで決議を待たなければならないことである。ま
た、議長が甲社取締役社長なので、総会の進行が甲社の統制下になる可能性があ
る。

(3) 以上のことを考慮すると、乙社に急ぐ事情がある場合は、1月にまず臨時株主総会の招集の請求を甲社に行い、甲社が遅延なく招集した場合は手続きを経て臨時株主総会で決議をする。甲社が速やかに招集しない場合は、裁判所に招集の許可の申立はせずに、6月の臨時株主総会の開催を待って、株主提案権を行使する。それまでに他の株主も決議に賛成してくれるように呼び掛けていく。乙社に急ぐ事情がない場合は、臨時株主総会で確実に賛成の議決を取れることが想定されないなら、手間と時間を考慮して定時株主総会の方が良いと考える。

以上

B-

大久保

1 臨時株主総会を自ら招集する場合

(1) 乙社は平成29年5月から総株主の議決権の4%を保有しており、「総株主の議決権の百分の三以上の議決権を6か月」以上保有しているため、乙社は株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる(297条1項)。

(2) そして、当該請求後「遅滞なく招集の手続が行われない場合」(297条4項1号)や「8週間以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合」(同項2号)には、乙社は裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる(同条柱書)。

2 株主提案権を行使する場合

(1) まず、甲社は公開会社であるため、取締役会設置会社である(327条1項1号2号)。

(2) 乙社は前述のように、「総株主の議決権の100分の1以上の議決権を」「6か月」以上保有しているため、乙社は定時株主総会が開催される6月(定款12条)の「8週間前」の4月までに請求すれば、株主提案権を行使できる(303条2項)。

(3) また、議案要領通知請求権について、前述のように甲社は「取締役会設置

会社」であり、乙社は、「総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を」「6 か月」以上保有しているため、「議案が法令若しくは定款に違反する場合」または、「実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合」でない限り (304 条 4 項) 乙社は定時株主総会が開催される 6 月 (定款 12 条) の「8 週間前」の 4 月までに請求すれば、株主提案権を行使できる (同条 1 項)。

3 比較

(1) 臨時株主総会を自ら招集する場合には、乙社が自ら株主総会の事項を定めなければならない上 (298 条 1 項)、裁判所の許可を得て行わなければならない場合もあるため (297 条 4 項)、株主提案権を行使する場合に比べて乙社に費用および労力の負担が大きいと言える。

(2) 株主提案権は定時株主総会が開催される 6 月まで待たなければならない一方で、臨時株主総会は 6 月よりも前に株主総会を開催することができる。そのため、緊急性を要する場合には臨時株主総会の開催の方が適切である。

(3) 本問では、乙社は剰余金の配当の増額を意図しており、甲会社の事業年度が 4 月 1 日から 3 月 31 日までであることからすると (定款 36 条)、6 月の定時株主総会を待っていたら剰余金の配当の増額は翌事業年度になってしまう。そのため、負担はあるが乙社は臨時株主総会を自ら招集するべきである。

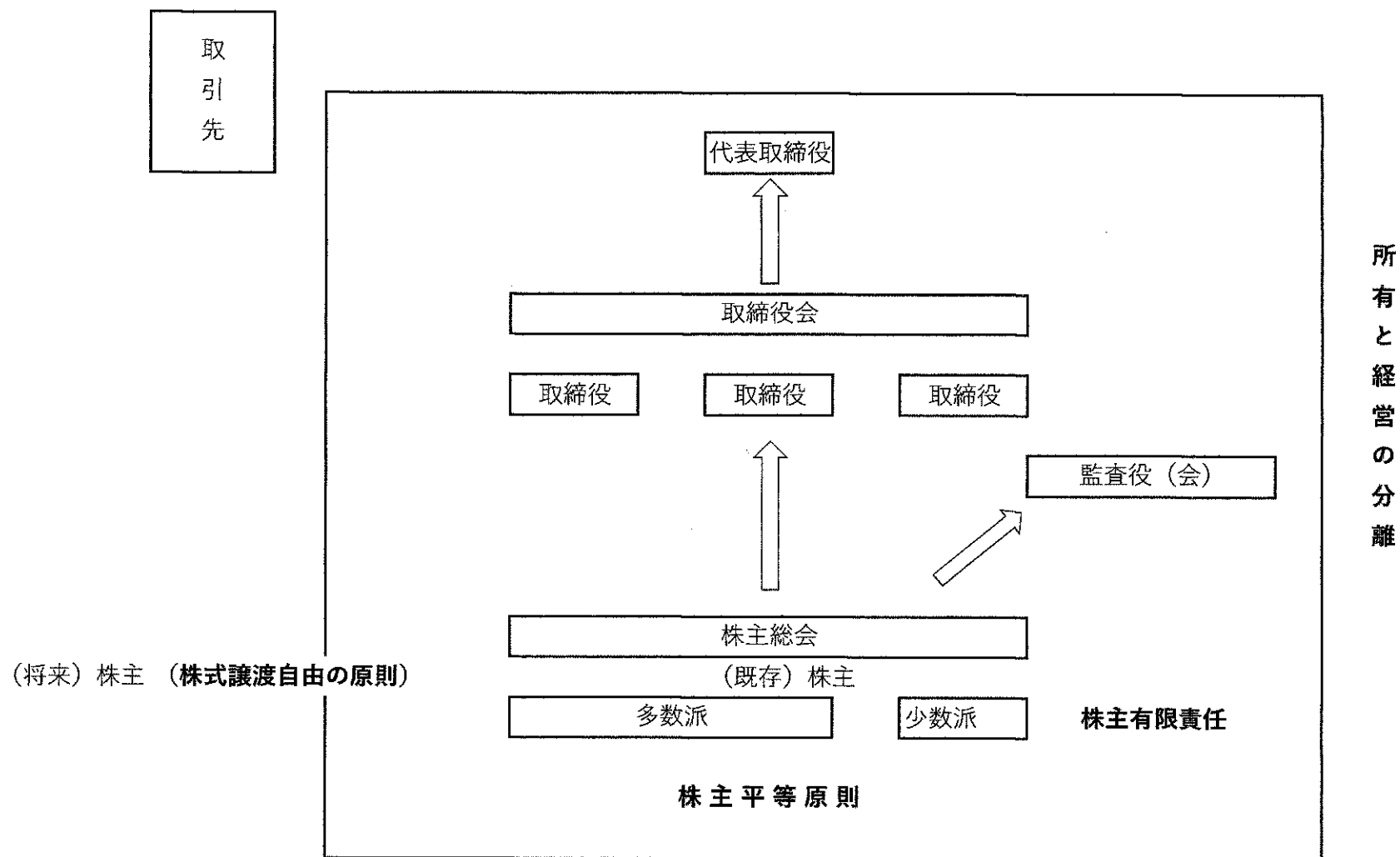
以上

株主の意向の反映の言及はいふ、
(乙社)

B-

大久保

会社の利害関係者 ①



会社の利害関係者 (2)

